

借金の整理

消費者トラブルを 斬る

» 1



井上晴夫弁護士

利息再計算で残高減少

のことが大切です。

ている場合があります。

Aさんは二十年前に子どもが病気で入院し、医療費の支払いのため消費者金融から借金をしました。もともと十分な収入がなく生活費に困っていました。Aさんは、これをきっかけにほかの消費者金融からも借金を重ね、現在の負債総額は四百万円になります。Aさんは弁護士に相談し、借金を整理することになりました。

しかし、これだけでは安心できません。Aさんは経済的更生に向けて、Aさんの相談時の残高は違法金利で計算されたものである可能性が高いことからが勝負になりました。

いため、利息制限法の範囲内で計算し直すと、ほぼ間違いなく残高が減少するのです。

このように、利息制限法に基づき正確な借金の額を計算し、整理することになります。

一方、弁護士は債権者から送られてきた取引履歴に基づき、利息制限法に基づく引き直し計算をします。つまり、ほとんどの消費者金融はこれまで、利息制限法の上限利率（年15～20%）を超えて違法金利で営業してお

り、Aさんの相談時の残高は違法金利で計算されたものである可能性が高いことからが勝負になりました。

假に過払金が発生しないとしても、利息制限法に基づき計算してみると、百五十万円あったはずの借金が実は三十万円だった

ことがあります。

これが「過払金」と言わられるもので、Aさんのように二十年もの間、借り入れと返済を繰り返しています。

それでもまだ払いは終わっていませんよ



※※※
まず、事案を引き受けました。Aさんは弁護士へ支払いを停止することになりますが、今まで支払いに充てていたお金が、今後の生活のことになった弁護士たお金を、今後の生活の建て直しのために貯金す

ます。消費者金融などの各会員へ支払いを停止することになるのですが、今まで支払いに充てていたお金がゼロになり借金がなくなっています。発生した過払金は訴訟などで回収します。逆に、新たな手口が登場するなどと紹介してもらう。

◇相談窓口 島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日9—12時、13—17時)